

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>1 目的</p> <p>本市では、平成22年に策定した「藤沢市健康増進計画」及び神奈川県（以下、「県」という。）が平成22年に施行した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下、「県条例」という。）に基づき、タバコ対策として受動喫煙防止対策を推進してまいりました。また、平成27年3月には、「元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画（第2次）」（以下、「藤沢市健康増進計画（第2次）」という。）を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、歯・口腔などとともに、<u>喫煙（※1）</u>を市民の健康における重要課題の一つと位置づけています。</p> <p>その中で、未成年者には、「タバコについての正しい知識をもつ」、「喫煙をしない」、「受動喫煙を受けない」、また、成人・高齢者には、「喫煙者は禁煙にチャレンジ」、「受動喫煙をさける」などの市民の行動目標を設定するとともに、計画の最終年度である令和6年度までに、「妊婦・未成年者・未成年者と同居する大人の喫煙率0%」、「成人喫煙率を0%に近づける」、「禁煙支援機関を増やす」、「COPD <u>（※2）</u>の認知率を上げる」などの指標及び目標値を設定しました。</p> <p>本ガイドラインは、それらの取り組みの一環として、タバコによる健康影響から市民を守り、市民の健康寿命の延伸を<u>めざして</u>、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図るため、子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する施設及び場所（以下、「公共的施設等」という。）における受動喫煙 <u>（※3）</u>のないまちづくりの<u>めざす姿</u>を示し、そのまちづくりの実現に向けた取り組みの指針として策定するものです。また、本ガイドラインは、規制を目的とするものではなく、市民、関係者（団体）の理解と協力を得ながら、一体となった取り組み</p>	<p>1 目的</p> <p>本市では、平成22年に策定した「藤沢市健康増進計画」及び神奈川県（以下、「県」という。）が平成22年に施行した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下、「県条例」という。）に基づき、タバコ対策として受動喫煙防止対策を推進してまいりました。また、平成27年3月には、「元気ふじさわ健康プラン 藤沢市健康増進計画（第2次）」（以下、「藤沢市健康増進計画（第2次）」という。）を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、歯・口腔などとともに、<u>喫煙</u>を市民の健康における重要課題の一つと位置づけています。</p> <p>その中で、未成年者には、「タバコについての正しい知識をもつ」、「喫煙をしない」、「受動喫煙を受けない」、また、成人・高齢者には、「喫煙者は禁煙にチャレンジ」、「受動喫煙をさける」などの市民の行動目標を設定するとともに、計画の最終年度である平成36年度までに、「妊婦・未成年者・未成年者と同居する大人の喫煙率0%」、「成人喫煙率を0%に近づける」、「禁煙支援機関を増やす」、「COPD <u>（※1）</u>の認知率を上げる」などの指標及び目標値を設定しました。</p> <p>本ガイドラインは、それらの取り組みの一環として、タバコによる健康影響から市民を守り、市民の健康寿命の延伸を<u>目指して</u>、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図るため、子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する施設及び場所（以下、「公共的施設等」という。）における受動喫煙 <u>（※2）</u>のないまちづくりの<u>目指す姿</u>を示し、そのまちづくりの実現に向けた取り組みの指針として策定するものです。また、本ガイドラインは、規制を目的とするものではなく、市民、関係者（団体）の理解と協力を得ながら、一体となった取り組み</p>

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>を進めていくための指針とするものです。</p> <p><u>※1 喫煙</u> : <u>人が吸入するため、タバコを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること。</u></p> <p><u>※2 COPD</u> : 慢性閉塞性肺疾患。肺の炎症性疾患で、気道や肺胞に炎症がおこり、肺の働きが低下する疾患。別名「タバコ病」とも呼ばれ、原因の90%以上が喫煙といわれている。</p> <p><u>※3 受動喫煙</u>: <u>人が他人の喫煙によりタバコから発生した煙にさらされること。</u></p>	<p>を進めていくための指針とするものです。</p> <p>※1 COPD : 慢性閉塞性肺疾患。肺の炎症性疾患で、気道や肺胞に炎症がおこり、肺の働きが低下する疾患。別名「タバコ病」とも呼ばれ、原因の90%以上が喫煙といわれている。</p> <p>※2 受動喫煙: <u>公共的施設等において、他人のタバコの煙を吸わされることをいう。</u></p>
<p>2 本市における受動喫煙防止対策の方向性</p> <p><u>望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）により改正された健康増進法及び県条例において、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めています。</u></p> <p>本市においては、健康増進法及び県条例を踏まえた上で、藤沢市健康増進計画（第2次）における市民の行動目標及び指標の目標値を達成するため、未成年者や妊婦・有病者などの利用が想定される学校や医療機関などの施設における敷地内禁煙、及び子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する駅周辺や公園、道路など公共的な場所（屋外）における禁煙（<u>※4</u>）等を受動喫煙のないまちづくりの<u>めざす姿</u>とし、受動喫煙防止対策を推進します。</p>	<p>2 本市における受動喫煙防止対策の方向性</p> <p><u>公共的施設における受動喫煙の防止については、健康増進法第25条において受動喫煙防止の措置を防止するために必要な措置を講ずることを定めているほか、県条例においては、公共的施設（不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。）を有する施設）における禁煙又は分煙の措置を義務づけるとともに罰則規定を設けています。</u></p> <p>本市においては、健康増進法及び県条例を踏まえた上で、藤沢市健康増進計画（第2次）における市民の行動目標及び指標の目標値を達成するため、未成年者や妊婦・有病者などの利用が想定される学校や医療機関などの施設における敷地内禁煙、及び子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する駅周辺や公園、道路など公共的な場所（屋外）に</p>

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>藤沢市健康増進計画（第2次）の計画期間である令和6年度までに、市民をはじめ様々な機関や団体と協力し、受動喫煙防止対策の積極的な推進を図ることにより、市民の健康寿命の延伸と受動喫煙のないまちづくりを進めます。</p> <p>※4 禁煙： 公共的施設等における公共的な空間の全部を喫煙することができない区域（以下、「喫煙禁止区域」という。）とすることをいう。</p>	<p>における禁煙（※3）等を受動喫煙のないまちづくりの目指す姿とし、受動喫煙防止対策を推進します。</p> <p>藤沢市健康増進計画（第2次）の計画期間である平成36年度までに、市民をはじめ様々な機関や団体と協力し、受動喫煙防止対策の積極的な推進を図ることにより、市民の健康寿命の延伸と受動喫煙のないまちづくりを進めます。</p> <p>※3 禁煙： 公共的施設等における公共的な空間の全部を喫煙することができない区域（以下、「喫煙禁止区域」という。）とすることをいう。</p>
<p>3 ガイドラインが対象とする公共的施設等</p> <p>(1) 公共的施設</p> <p><u>健康増進法第28条に規定する第一種施設及び第二種施設をいう。</u></p> <p><u>第一種施設：学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等</u></p> <p><u>第二種施設：多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設（事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店等）</u></p> <p><u>（参考：健康増進法（平成14年法律第103号）（令和2年4月1日改正）第28条、及び平成31年2月22日付・健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）</u></p>	<p>3 ガイドラインが対象とする公共的施設等</p> <p>(1) 公共的施設</p> <p><u>子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する施設及びその敷地とし、以下の施設をいう。</u></p> <p><u>学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機、旅客船 等。（参考：平成14年法律第103号健康増進法第25条、及び平成22年2月25日付・健発0225第2号厚生労働省健康局長通知）</u></p>

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>(2) 公共的な場所（屋外）</p> <p>子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する場所（屋外）とし、以下の場所をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・駅前広場 ・公園及びそれに類するもの ・公開空地 <u>(※5)</u> その他公共の用に供する場所 <p><u>※5</u> 公開空地： 日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は、利用することができる敷地。</p>	<p>(2) 公共的な場所（屋外）</p> <p>子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する場所（屋外）とし、以下の場所をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・駅前広場 ・公園及びそれに類するもの ・公開空地 <u>(※4)</u> その他公共の用に供する場所 <p><u>※4</u> 公開空地： 日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は、利用することができる敷地。</p>
<p>4 公共的施設における受動喫煙防止対策の推進</p> <p>(1) 公共的施設における禁煙の推進</p> <p>このガイドラインでは、<u>健康増進法</u>における措置を前提とし、受動喫煙防止のための禁煙等の種類を次のように分類し、公共的施設におけるより効果の高い禁煙を推進します。</p>	<p>4 公共的施設における受動喫煙防止対策の推進</p> <p>(1) 公共的施設における禁煙の推進</p> <p>このガイドラインでは、<u>県条例</u>における措置を前提とし、受動喫煙防止のための禁煙等の種類を次のように分類し、公共的施設におけるより効果の高い禁煙を推進します。</p>

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新			旧		
種類	受動喫煙防止対策	効果	種類	受動喫煙防止対策	効果
敷地内禁煙	屋内外を含む敷地内全域を禁煙とする	高い  低い	敷地内禁煙	屋内外を含む敷地内全域を禁煙とする	高い  低い
屋内禁煙	屋内を禁煙とする		屋内禁煙	屋内を禁煙とする <u>屋外に喫煙場所を設置することもできる</u>	
		分煙	<u>屋内において、喫煙することができる区域（喫煙区域）と喫煙禁止区域とに分割する</u> <u>喫煙禁止区域に、タバコの煙が流れ出ないようにする</u>		

(2) 禁煙環境表示の推進

公共的施設の禁煙環境の表示については、健康増進法及び県条例で定められている標識に加え、ガイドラインの定める禁煙環境の表示を積極的に行い、子どもをはじめとした非喫煙者がタバコの煙を吸わされない環境を整えることを推進します。



「敷地内禁煙」の標識

(2) 禁煙環境表示の推進

公共的施設の禁煙環境の表示については、県条例で定められている表示に加え、本ガイドラインにおいても、別途定める禁煙環境表示を積極的に行い、子どもをはじめとした非喫煙者がタバコの煙を吸わされない環境を整えることを推進します。

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>5 公共的な場所（屋外）における受動喫煙防止対策の推進</p> <p>公共的な場所（屋外）における喫煙は、子どもをはじめとする非喫煙者にタバコの煙を吸わせてしまうだけでなく、火傷を負わせる等の危険を伴うため、禁煙を推進します。</p> <p><u>また、健康増進法に基づき、喫煙をする者は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮が必要です。できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること等が望まれます。</u></p> <p><u>また、多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮が必要です。喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはタバコの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが望まれます。</u></p> <p><u>加えて、喫煙場所においては、喫煙をすることができる場所であること、当該場所への20歳未満の者の立入りをしないこと等を記載した標識の掲示をすることが望まれます。（参考：健康増進法（平成14年法律第103号）（令和2年4月1日改正）第27条、平成31年1月22日付・健発0122第1号厚生労働省健康局長通知、平成31年2月22日付・健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）</u></p>	<p>5 公共的な場所（屋外）における受動喫煙防止対策の推進</p> <p>公共的な場所（屋外）における喫煙は、子どもをはじめとする非喫煙者にタバコの煙を吸わせてしまうだけでなく、火傷を負わせる等の危険を伴うため、禁煙を推進します。</p> <p><u>ただし、禁煙が困難で、敷地内や公共的な場所（屋外）に喫煙所を設置する場合は、タバコの火の危険性や受動喫煙防止に対する十分な配慮を行うことが望まれます。タバコの煙は風に乗って周囲の人に受動喫煙をもたらしたり、屋内に入ってきたりと、喫煙場所から離れた空間にまで影響を及ぼすことが知られています。そのため、喫煙所を設置する場合には、建物の出入り口や窓、人の往来の多い区域（通路や非喫煙者も使う休憩場所など）、子どもの利用が想定される空間などから十分距離を置いて設置することが望まれます。（参考：平成22年2月25日付・健発0225第2号厚生労働省健康局長通知、平成22年7月30日付・厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡、及び平成27年5月15日付・基安発0515第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）</u></p> <p><u>また、風向きや利用頻度等に応じて、囲いやついたての設置についても考慮することが望まれます。</u></p> <p><u>一方で、ポスター等の掲示によりタバコを吸わない人（特に未成年者や妊婦など）が立ち入らないように、喫煙場所であること等を表示する必要があります。（参考：平成22年2月25日付・健発0225第2号厚生労働省健康局長通知）</u></p>

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<div style="text-align: center;">  <p>「受動喫煙への配慮」の標識</p> </div> <p>6 ガイドラインが<u>めざす姿</u></p> <p>本市における受動喫煙のないまちづくりの<u>めざす姿</u>は、以下のとおりとします。</p> <p>なお、施設等の個々の状況により、直ちにその<u>めざす姿</u>の実現が困難な場合においては、<u>将来的にはその姿をめざし、段階的にその状況に応じた適切な受動喫煙防止対策を行うこととします。</u></p>	<p>6 ガイドラインが<u>目指す姿</u></p> <p>本市における受動喫煙のないまちづくりの<u>目指す姿</u>は、以下のとおりとします。</p> <p>なお、施設等の個々の状況により、直ちにその<u>目指す姿</u>の実現が困難な場合においては、<u>将来的にはその姿を目指しながら、当面の間は県条例に則した措置を講ずるなど、段階的にその状況に応じた適切な受動喫煙防止対策を行うこととします。</u></p>

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新			旧		
(1) 公共的施設における <u>めざす姿</u>			(1) 公共的施設における <u>目指す姿</u>		
施設・場所の種別	具体的施設	めざす姿	施設・場所の種別	具体的施設	目指す姿
未成年者や妊婦・有病者などが多く利用する施設 <u>(※6)</u>	医療機関等	敷地内禁煙 禁煙環境の表示	未成年者や妊婦・有病者などが多く利用する施設	医療機関等	敷地内禁煙 禁煙環境の表示
	児童施設、学校（幼稚園、小・中・特別支援学校、高等学校、 <u>大学、専修学校</u> 等）			児童施設、学校（幼稚園、小・中・特別支援学校、高等学校等）	
	<u>国、地方公共団体行政機関等</u>			<u>大学等（大学、専修学校等）</u>	
その他の公共的施設 <u>(※7)</u>	公共性の高い施設	敷地内禁煙 <u>または</u> <u>屋内禁煙</u> 禁煙環境の表示	その他の公共的施設	特に公共性の高い施設 <u>(※5)</u>	敷地内禁煙 <u>または</u> <u>屋内禁煙</u> 禁煙環境の表示
				公共性の高い施設 <u>(※6)</u>	敷地内禁煙 <u>もしくは</u> <u>屋内禁煙</u> <u>または分煙</u> 禁煙・分煙環境の表示

※6 第一種施設に準ずる

※7 第二種施設に準ずる

※5 特に公共性の高い施設： 医療機関等、児童施設、学校、大学等を除く県条例別表第1（第2条関係）に掲げる施設（P15参照）

※6 公共性の高い施設： 県条例別表第2（第2条関係）に掲げる施設（P16参照）

ただし、県条例第20条第1項に定める知事が認定する公共的施設、及び第21条に掲げる特例第2種施設については、当該条例を踏まえるものとします。

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新			旧		
(2) 公共的な場所（屋外）における <u>めざす姿</u>			(2) 公共的な場所（屋外）における <u>目指す姿</u>		
施設・場所 の種別	具体的場所	<u>めざす姿</u>	施設・場所 の種別	具体的場所	<u>目指す姿</u>
子どもをはじめとする 不特定又は 多数の者が 利用する公 共的な場所 （屋外）	道路	禁煙	子どもをはじめとする 不特定又は 多数の者が 利用する公 共的な場所 （屋外）	道路	禁煙
	駅前広場			駅前広場	
	公園等			公園等	
	公開空地 その他公共の用に供す る場所			公開空地 その他公共の用に供す る場所	
<p>※ ただし、禁煙が困難で、公共的な場所(屋外)に喫煙所を設置する場合は、「5 公共的な場所(屋外)における受動喫煙防止対策の推進」のとおりとします。(P3 参照)</p>			<p>※ ただし、禁煙が困難で、公共的な場所(屋外)に喫煙所を設置する場合は、「5 公共的な場所(屋外)における受動喫煙防止対策の推進」のとおりとします。(P3 参照)</p>		

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>7 ガイドラインの推進について</p> <p>ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策の推進にあたっては、適宜、関係者との意見交換を行うなど、市民や関係者の理解と協力を得ながら、一体となった取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、藤沢市タバコ対策協議会においては、タバコ対策に関する様々な課題を協議する中で、ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策の具体的な取り組みの方策について<u>協議、検討を行ってまいります。</u></p> <p>なお、ガイドラインは、これらの取り組みの進捗状況や法律及び国の施策の動向等により、随時見直しを検討するものとします。</p>	<p>7 ガイドラインの推進について</p> <p>ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策の推進にあたっては、適宜、関係者との意見交換を行うなど、市民や関係者の理解と協力を得ながら、一体となった取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、藤沢市タバコ対策協議会においては、タバコ対策に関する様々な課題を協議する中で、ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策の具体的な取り組みの方策について<u>協議、検討を行うとともに、公共的施設等における禁煙環境の現状把握を行ってまいります。</u></p> <p>なお、ガイドラインは、これらの取り組みの進捗状況や法律及び国の施策の動向等により、随時見直しを検討するものとします。</p>

藤沢市公共的施設等における受動喫煙防止を推進するためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p><参考> 受動喫煙防止対策に関連する法律及び条例等</p> <p><裏表紙></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>藤沢市公共的施設等における 受動喫煙防止を推進するためのガイドライン</p> <p>平成28年 7月 策定 平成28年10月 施行</p> <p>令和 ●年 ●月 改定施行</p> <p>発行 藤沢市 <u>福祉健康部</u> <u>保健所</u> 健康増進課 〒251-0022 藤沢市鵜沼2131番地の1 電話 0466-50-8430 FAX 0466-28-2121</p> </div>	<p><参考> 受動喫煙防止対策に関連する法律及び条例等</p> <p><裏表紙></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>藤沢市公共的施設等における 受動喫煙防止を推進するためのガイドライン</p> <p>平成28年 7月 策定 平成28年10月 施行</p> <p>発行 藤沢市 <u>保健医療部</u> 健康増進課 〒251-0022 藤沢市鵜沼2131番地の1 電話 0466-50-8430 FAX 0466-28-2121</p> </div>